

宮運輸貨第195号
令和6年12月12日

管内貨物軽自動車運送事業 事業者 各位

東北運輸局宮城運輸支局長
(公印省略)

貨物軽自動車運送事業の事業用自動車の車体表示について

謹啓、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、国土交通行政に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、電子商取引市場の拡大により宅配便の取扱個数の増加など軽貨物自動車に対する運送需要が拡大している中で、事業用軽貨物自動車の死亡・重傷事故件数は増加傾向にあります。

こういった社会的ニーズや課題がある一方、宮城県内では、車体表示がなされない事業用軽貨物自動車の運行が多く散見されているところです。

標記自動車に関する表示義務については、すでにご承知の通り「道路運送法第95条」により規定されており、罰則規定（道路運送法第95条第1項）が設けられているところでもあります。

事業用自動車の適正な車体表示は、クルマ社会における責任所在の明示や交通法規の遵守・事故防止に繋がるものであり、事業の遂行上の観点からも重要なことと考えております。

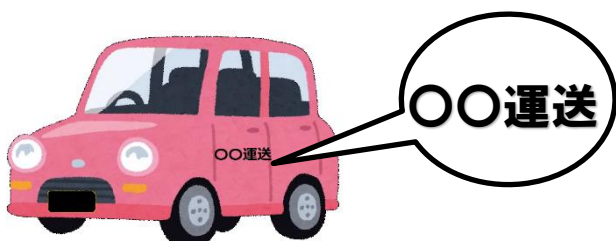
道路運送法や貨物自動車運送事業法は、輸送の安全を確保し、健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することが目的となっております。改めて、法の趣旨をご理解頂き、非表示の場合は、適正な車体表示を実施しつつエッセンシャルワーカーとしての社会的使命や役割を果たして頂くようお願い申し上げます。

【道路運送法第95条（自動車に関する表示）】抜粋

「その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号を見やすいように表示」

自動車の車体表示について

- ① 事業用軽自動車の4ナンバー・5ナンバーいずれも対象となります。
- ② 自動車の両側面には氏名又は名称（屋号）を表示してください。
- ③ はっきりと消えないもので図のように表示してください。



【問い合わせ先】

東北運輸局宮城運輸支局 輸送・監査部門
022-235-2517（ガイダンス3）貨物担当